十三　（略）

十四　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号）による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ニ～ヘ　（略）

十五　（略）

十五の二　入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注12の厚生労働大臣が定める施設基準

イ　入所給付費単位数表第1の1の注12のイ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のイ、ハ又はニを算定する施設であって、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

ロ　入所給付費単位数表第1の1の注12のロ及びニを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のロ又はホを算定する施設であって、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

十六～十九　（略）

十九の二　入所給付費単位数表第2の3の2の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1)　児童指導員及び保育士の総数　通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

(2)　児童指導員　一以上

(3)　保育士　一以上

ロ　主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　児童指導員　一以上

(2)　保育士　一以上

二十　（略）

十三　（略）

十四　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号）による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ニ～ヘ　（略）

十五　（略）

（新設）

十六～十九　（略）

（新設）

二十　（略）